

保存版 鶴田町ごみの分け方出し方（令和5年度）

ごみは収集日の朝8時までに出してください。町指定の袋には必ず町内名と氏名を記入してください。

	分別の種類	出せるもの（例）	出し方（注意事項）
指定袋（緑色） 資源ごみ	プラスチック類 レジ袋、ポリ袋、ラップ、プラスチック製容器、ボトル類、チューブ類、発泡スチロール、プラスチック製品（CD・MDディスク、プランタ、バケツ、ポリタンク、おもちゃ）、風呂マット、ブルーシート等	◆プラマークがついているものと、マークがついていなくてもプラスチック製のものは全てが対象 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆中身は使い切り、汚れている場合は軽く水洗いするか拭き取るなどして出してください。 ◆洗ったり汚れを落とすことが難しいもので、食品包装容器（材質がやわらかいプラスチック類）は「燃えるごみ」へ、それ以外のプラスチック製品では「燃えないごみ」へ出してください。 ◆プラスチック製品で金属が付属しているものは取り外し、取り外しできないものは「燃えないごみ」へ出してください。
	小型家電 携帯電話、ビデオカメラ、CD・MDプレーヤー、ゲーム機、電話機、ステレオ、リモコン、ストーブ、ACアダプタ等	◆電気や電池で動く小型家電（家電4品目、粗大ごみを除く） 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆収集作業員が持ち運べるように一袋当たり20kg程度までとして出してください。 ◆石油ストーブ等は灯油を抜いて出してください。 ◆使用済の電池は取り外してから出してください。 ◆袋に入らない電化製品については、「粗大ごみ」として出してください。 ◆デスクトップパソコンは、各メーカーの相談窓口にお問い合わせください。
	カン 飲料用、食品用、酒類用、スプレー缶等		◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆軽くすすぎ、飲料用のキャップや食品用缶詰等のふたはそのまま付けて出せます。 ◆スプレー缶・カセットボンベは必ず穴を開けて出してください。
	ビン 飲料用、食品用、酒類用等	◆飲食用のビンに限ります。 ◆ガラス製の食器、耐熱ガラス、割れたビン、化粧品の入っていたビンは「燃えないごみ」へ出してください。	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆軽くすすぎ、プラスチック製のキャップは「プラスチック類」へ、金属製のキャップは「燃えないごみ」へ出してください。
	ペットボトル 飲料用、酒類用、しょうゆ・みりん等	◆PET表示のあるボトルに限ります。 	◆町指定の緑色の袋に入れて出してください。 ◆軽くすすぎ、キャップは「プラスチック類」へ出してください。ラベルはPET表示を確認するため、はがさなくて結構です。
	ダンボール	◆ダンボールについている金物・ガムテープを取り除き、平たくたたんで出してください。	◆古紙は品目ごとに分けて、ひもで十字に縛って出してください。（ダンボール、新聞紙・チラシ、雑誌・雑がみ、紙パックごとに分ける） ◆出した人が分かるように町内名・氏名を明記するか名札を付けるなどして出してください。 ◆古紙は雨に多少濡れてもリサイクルできます。雨天でも収集しますが、雨ざらしの集積所については雨の状況により次の排出も検討してください。 ◆各地区の集団回収を優先してください。 ◆古紙リサイクルセンター（株）西北五クリーン社 鶴田営業所内）も営業時間内であればいつでも持ち込みできますのでご利用ください。
	新聞紙・チラシ	◆新聞回収用の袋の使用も認めます。 ◆新聞・チラシ以外は入れないでください。	
雑誌・雑がみ	◆ティッシュの箱、トイレットペーパーの芯ラップの箱・芯、食品の箱等も出せます。 ◆ビニール、金属は取り除いてください。		
紙パック	◆中がアルミ箔の紙パックは「燃えるごみ」へ出してください。		
指定袋（黄色）	燃えるごみ 生ごみ、紙おむつ、木製品、布製品（スニーカー、ぬいぐるみ等）、革製品（靴、バック等）、乾燥剤等		◆町指定の黄色の袋に入れて出してください。 ◆生ごみは、よく水を切って出してください。 ◆市販のペット用砂（布・木製等）は「燃えるごみ」へ出してください。 ◆着られる衣類は、集団回収又は（株）西北五クリーン社に設置してある衣類回収ボックスをご利用ください。
指定袋（白色）	燃えないごみ 金属類、ガラス類（蛍光灯等）、せともの類、ゴム類（長ぐつ等）、乾電池（アルカリ、マンガンのみ）、カセットテープ、保冷剤等		◆町指定の白色の袋に入れて出してください。 ◆割れたガラスや刃物など触ると危険なものは、紙などで包み「ガラス」など分かるように表記して出してください。
【町で収集しないごみ】			【より詳細は町ホームページに掲載】
粗大ごみ ◆ごみ袋で出せない粗大ごみは、下記の委託処理業者へ直接持ち込み依頼してください。 （株）西北五クリーン社 22-2011	家電リサイクル対象品目（家電4品目） ◆対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機） ◆販売店等に引き取ってもらってください。なお、引き取りの際は、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。	事業活動に伴って出るごみ ◆店舗、事業所等から出るごみは、町では収集していません。自ら処理施設に搬入するか、収集運搬許可業者へ依頼してください。 家庭から一時大量に出るごみ ◆引っ越しなどで大量に出るごみは、町では収集していません。自ら処理施設に搬入するか、収集運搬許可業者へ依頼してください。	
回収しないゴミ ◆コンクリート片、アスファルト片、壁土、瓦、残土、毒劇薬、建築廃材、消火器等は購入店に引き取っていただくか、委託処理業者に直接持ち込み依頼してください。	衣類回収 ◆まだ使える衣類を回収して、再利用する取組が始まっています。集団回収を利用するか下記の回収場所をご利用ください。 （株）西北五クリーン社 22-2011	収集運搬許可業者 （株）西北五クリーン社 22-2011 （有）クリン山田 22-49332 （有）小松重幸 22-40332 （有）アマト 22-38888	

出典：経済産業省「ごみイラスト素材集」

問い合わせ先 鶴田町役場町民生活課 ぐらしの窓口班 TEL 22-2111（内線151.152）